

飯田市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

健康福祉部福祉課

1 概要

(1) 対応要領の作成趣旨

共生社会の実現に向け、障がいのある方が住み慣れた地域で日常生活や、社会生活を営むためには、社会的障壁を取り除き、皆が障がいについて正しく理解し、個人や社会が一層理解を深めていかなければならない。

このような状況を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障がい者差別解消法)が施行され、障がいを理由とした『不当な差別の禁止』と『合理的配慮の提供』が社会全体に求められている。

	行政機関	事業者等
不当な差別の禁止	義務(してはいけない)	義務(してはいけない)
合理的配慮の提供	義務(しなければならない)	努力義務(するように努力)

(2) 対応要領の作成根拠 障がい者差別解消法 第 10 条第 1 項

「地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第 7 条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする。」

努力義務ではあるが、国から職員対応要領の作成について強い要請もあり、飯田市として、職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応ができることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に寄与するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)に基づき職員対応要領を作成。

2 対応要領の記載事項(基本方針において示されている事項)

- (1) 趣旨
- (2) 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- (4) 相談体制の整備
- (5) 職員への研修・啓発

* 相談体制については、各課等に相談対応責任者を設置

3 その他

- (1) 2 月 12 日 社会福祉審議会障害福祉分科会
 - ・ 不当な差別的取扱いにあたり得る具体例
 - ・ 合理的配慮にあたり得る具体例
- (2) 3 月 28 日・29 日 職員研修
 - ・ 差別解消法の概要及び飯田市の対応要領について
 - ・ あいさぽーター養成研修(長野県出前講座)